

建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会 工作物に関するワーキンググループ報告書



厚生労働省労働基準局安全衛生部による建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会工作物に関するワーキンググループは 2020 年 4 月 13 日、以下の内容を報告書としてまとめました。これを踏まえ、今後省令の改正および告示、通知が発布される予定です。

<以下抜粋>

○以下の基準に該当する工事は、石綿含有の有無に関わりなく、原則として電子届により、あらかじめ労働基準監督署に届け出なければならない。

・請負金額が100万円以上である特定の工作物の改修・解体工事

対象の特定工作物

- ・反応槽 ・加熱炉 ・ボイラー、圧力容器 ・配管設備 ・焼却設備
- ・煙突 ・タンク等の貯蔵設備(穀物貯蔵設備は除く)
- ・発電設備(新エネルギー発電設備及び水力発電設備を除く)
- ・変電設備 ・配電設備 ・送電設備(ケーブル含む)
- ・トンネルの天井板 ・遮音壁 ・軽量盛土保護パネル
- ・プラットホームの上家 ・地下駅(壁・天井板に限る)

尚、電子届は労働安全衛生法第 88 条および石綿則第 5 条に基づく届出に加え、石綿含有の有無に関わりなく届出をすることとなっています。石綿の有無については、事前調査を行わなければいけません。ただし、平成 18 年(2006 年)9 月以降に着工された工作物については、初回の電子届において着工年月日を届ければ、以後不要となる予定です。また、事前調査の対象外となる具体例の提示についても検討されます。

当社では、(公社)日本作業環境測定協会「石綿分析技術の評価事業」における A ランク取得技術者、特定建築物石綿含有建材調査者が在籍しております。お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 [2020 年 4 月 13 日付 厚生労働省労働基準局安全衛生部 建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会 工作物に関するワーキンググループ報告書](#)

研究開発箇所 鈴木敏純